

犯罪被害者等に対する多機関ワンストップサービスの 実施にあたってのお願い

高知県では、犯罪被害者等のニーズを把握したうえで支援計画を作成し、構成機関等が参加する支援調整会議において、円滑な支援提供に向けた調整を行う**多機関ワンストップサービス**を令和8年4月から開始しました。これは、犯罪被害者等のニーズに応じて構成機関等が持つ制度やサービスを包括して漏れなく届けるとともに、犯罪被害者等が制度等を利用する際の負担を軽減することを目的としています。

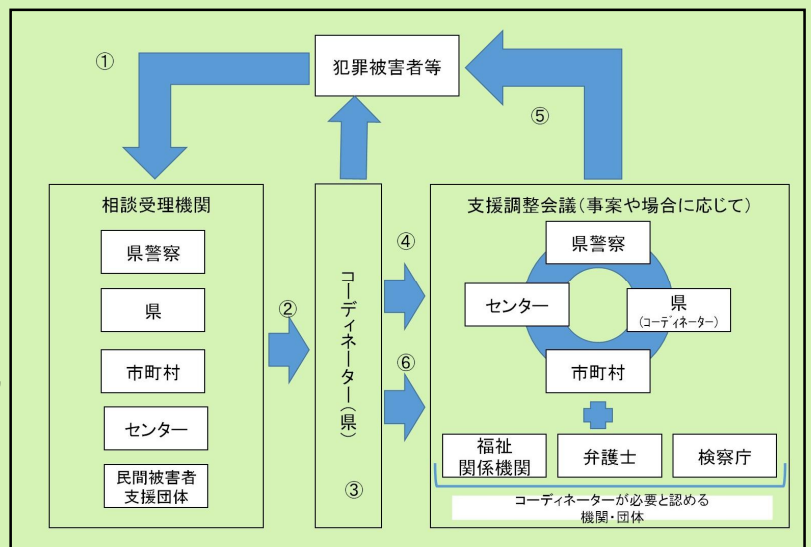
関係機関・団体におかれましては、以下の取組等にご協力いただきますようお願いいたします。

- ★犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスの支援を希望する場合の**県への情報提供**
- ★支援調整会議への出席をはじめとする**支援計画作成に係る協議・調整**
- ★決定された支援計画に応じた**円滑な支援の提供**

※構成機関等とは、支援調整会議を構成する、高知県、高知県警察本部警務部県民支援相談課、犯罪被害者等が居住する市町村の犯罪被害者等支援担当課及び特定非営利活動法人こうち被害者支援センター等を指します。(高知県犯罪被害者等支援調整会議設置要綱第4条)

1 多機関ワンストップサービスの概要

- 相談の受理**
犯罪被害者等から電話やメール等で相談があれば、相談受理機関は被害内容等を聴取します。
- 情報集約**
相談受理機関は、多機関ワンストップサービスによる支援が必要と判断した場合は、被害者等の同意を得たうえで、県に設置しているコーディネーターに連絡します。
- コーディネーターによる支援**
コーディネーターは得た情報等をもとに犯罪被害者のニーズを把握し、多機関ワンストップサービスによる支援対象とすることが適切と認めるときは、県で調整のうえ支援手続きを開始します。その際、支援計画案を作成します。
- 支援調整会議の開催**
県が招集するとともに、コーディネーターが作成した支援計画案をもとに犯罪被害者等への支援計画を決定します。
- 支援の提供**
コーディネーターは、支援調整会議で決定された支援計画を犯罪被害者等に説明します。構成機関等は支援計画に基づき、支援を提供します。
- 支援計画の進捗状況の確認、見直し**
コーディネーターは支援計画の進捗状況を随時確認するとともに、支援提供開始後の面談等で、新たにニーズや課題が発生した場合は、必要に応じて構成機関等と再調整・協議を行い、支援計画の見直しを行います。



2 対象事件(未遂を含む)

- 殺人、強盗致死傷、性犯罪(不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等)、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
- ひき逃げ(死亡を含む)、交通死亡事故又は全治3か月以上の傷害を負った交通事故(単独事故を除く)、危険運転致死傷

3 支援対象者

- 対象事件により被害を受けた犯罪被害者及びその家族又は遺族であり、高知県内に住所又は居所を有する方

※以下の方は、支援対象外です。

- ・犯罪被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- ・対象事件を誘発した場合や対象事件による被害に関して責めに帰すべき行為がある場合
- ・その他の事情から判断して支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合

4 関係機関にお願いする内容

① 犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスによる支援を希望する場合は、高知県文化生活部県民生活課に配置しているコーディネーターにご連絡をお願いします。

- 犯罪被害者等から相談内容の聴取及び相談受理票の作成をお願いします。

※相談受理票は、高知県が作成している犯罪被害者等支援ハンドブックの別冊資料1の様式5「犯罪被害者等支援のための情報共有シート」をご活用ください。

※複数の関係機関・団体による制度・サービスを提供する必要がある場合に、多機関ワンストップサービスの対象となります。

※コーディネーターにつなぐか判断に迷う事案の場合は、県民生活課にご相談ください。

② 支援調整会議への出席及び支援計画作成に係る協議・調整等にご協力をお願いします。

- 支援計画の作成にあたり、コーディネーターが必要に応じ、各関係機関・団体に支援の内容を照会する場合がありますので、ご対応をお願いします。
- 支援調整会議への出席が必要な場合、県民生活課から各関係機関・団体に対し、出席要請及び日程調整を行いますので、ご出席をお願いします。

③ 犯罪被害者等への支援の提供をお願いします。

- 支援調整会議での協議を踏まえ、支援計画に基づき支援の提供をお願いします。
- 支援提供の際は、プライバシーの確保や二次被害の防止などに配慮してください。

5 個人情報の取扱いについて

- 犯罪被害者等の個人情報は要配慮個人情報に該当します。
- 犯罪被害者等の個人情報を伴う文書は**原則手渡し**とし、ファクシミリや電子メール等の使用は禁止しています。(高知県犯罪被害者等支援調整会議設置要綱第11条第1項)

連絡先・問い合わせ先

【制度に関する問い合わせ】
高知県文化生活部県民生活課
電話 088-823-9319



多機関ワンストップサービスについて



高知県犯罪被害者等支援調整会議設置要綱



犯罪被害者等支援ハンドブック



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

【コーディネーターへの連絡先】

犯罪被害者等支援相談窓口
電話 088-823-9340

対応時間 9時～16時(土日祝日・年末年始を除く)